

(趣旨)

第1条 この要綱は、調達物品の長期的かつ円滑なメンテナンス環境の構築及び市内事業者の受注機会の均等を目的に、長浜市が発注する物品調達の競争入札における取抜き方式の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、取抜き方式とは、同一の日に開札する物品調達の競争入札が複数あるときに、落札者を決定する物品調達の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定め、落札決定順位が上位の物品調達から入札を実施し、落札者となった者が次落札決定順位以下の入札を辞退したのものとして取り扱うことにより、順次落札者を決定する入札方式をいう。

(適用対象)

第3条 取抜き方式の適用対象とする物品調達は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 定期的なメンテナンスが必要な車両の購入
- (2) 契約管理課が入札執行するもの
- (3) 同一の基準により業者選定を行うもの
- (4) 同一の日に入札公告を行うもの
- (5) 同一の日に開札を行うもの

2 適用対象とする物品調達については、入札公告に明示することにより入札参加者に周知する。

(落札決定順位等)

第4条 落札決定順位は、予定価格の高いものから順に設定する。

2 再度入札を実施する場合には、落札決定順位が上位の物品調達の落札決定を行うまで、次落札決定順位以下の物品調達の落札決定を保留する。

(適用の例外)

第5条 落札決定順位が下位の物品調達において、取抜き方式を適用することにより初度入札の入札参加者が2者未満となるときは、第3条第1項の規定にかかわらず、取抜き方式を適用しない。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。